

指宿広域市町村圏組合事務局設置条例

(平成5年指宿広域市町村圏組合条例第4号)

改正 平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号
平成23年指宿広域市町村圏組合条例第1号
平成25年指宿広域市町村圏組合条例第1号

(設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、指宿広域市町村圏組合（以下「組合」という。）に属する事務を処理させるため、組合に事務局を置く。

(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 指宿広域市町村圏組合事務局設置条例（昭和46年指宿広域市町村圏組合条例第3号）は、廃止する。

附 則（平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成23年11月28日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。